

食品安全委員会プリオン専門調査会

第83回会合議事録

1. 日時 平成26年2月27日（木） 10：00～11：35
2. 場所 食品安全委員会大会議室
3. 議事
 - (1) 座長の選出
 - (2) ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について
 - (3) その他
4. 出席者
 - (専門委員)
小野寺専門委員、甲斐専門委員、佐多専門委員、筒井専門委員、
八谷専門委員、村上専門委員、山本専門委員
 - (食品安全委員会委員)
熊谷委員長、佐藤委員、上安平委員
 - (事務局)
姫田事務局長、本郷事務局次長、磯部評価第一課長、山本評価第二課長、前田上席評価調整官、大曾根課長補佐、廣田評価専門官、本山係長、石井技術参与、小山技術参与
5. 配布資料
 - 資料1－1 食品安全委員会専門調査会運営規程（平成15年7月9日食品安全委員会決定）
 - 資料1－2 「食品安全委員会における調査審議方法等について（平成15年10月2日食品安全委員会決定）」に係る確認書について
 - 資料2 ポーランドにおける飼料規制及びBSEの発生状況
 - 資料3 ポーランド評価書（案）たたき台
 - 資料4 欠席の専門委員からの意見等
 - 資料5－1 BSE対策に関する調査結果（厚生労働省）
 - 資料5－2 BSE関係飼料規制の実効性の確保（農林水産省）
 - 参考資料1 食品健康影響評価について
「アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について

て」

参考資料 2 牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価の概要

参考資料 3 - 1 食品健康影響評価について

「牛の部位を原料とする肥料を原料とする被覆窒素肥料等の肥料利用について」

参考資料 3 - 2 食品健康影響評価について（回答）

「牛の部位を原料とする肥料を原料とする被覆窒素肥料等の肥料利用について」

参考資料 4 - 1 食品健康影響評価について

「牛の部位を原料とする肥料利用に係る管理措置の一部見直しについて」

参考資料 4 - 2 食品健康影響評価について（回答）

「牛の部位を原料とする肥料利用に係る管理措置の一部見直しについて」

6. 議事内容

○前田上席評価調整官 それでは定刻となりましたので、ただいまから第 83 回プリオン専門調査会を開催いたします。

私は食品安全委員会事務局の前田と申します。昨年 9 月末をもちまして酒井座長が専門委員の任期を終え、退任されましたので、座長が選出されるまでの間、暫時、私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、議事次第及び座席表上は 8 名となっておりますが、毛利専門委員が急遽、体調不良のため御欠席との連絡があり、7 名の専門委員が御出席でございます。

また、プリオン専門調査会の大半の専門委員の先生方の任期は本年 3 月 31 日までとなっておりますが、昨年 10 月の専門委員の改選により 4 名の専門委員に御就任いただいております。私の方から御紹介させていただきますので、一言御挨拶のほど、お願いいたします。

では、五十音順に紹介させていただきます。

八谷如美専門委員でございます。

○八谷専門委員 東京医大の八谷でございます。よろしくお願いいたします。

○前田上席評価調整官 続きまして村上洋介専門委員でございます。

○村上専門委員 帝京科学大学の村上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○前田上席評価調整官 ありがとうございます。

なお、再任となりました門平睦代専門委員、昨年は専門参考人として御参加いただいていた横山隆専門委員は本日御欠席でございます。

また、食品安全委員会からは、熊谷委員長、佐藤委員長代理、上安平委員に御出席をい

ただいております。

次に配布資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに 13 点ございます。資料 1-1 でございますが「食品安全委員会専門調査会運営規程」、資料 1-2 が「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について、資料 2 が「ポーランドの飼料規制及び BSE の発生状況」、資料 3 が「プリオン評価書（案）たたき台 ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」、資料 4 が「欠席の専門委員からの意見等」、資料 5-1 が「BSE 対策に係る調査結果」、資料 5-2 が「BSE 関係飼料規制の実効性の確保」。参考資料ですが、平成 25 年 4 月の厚生労働大臣からの評価要請、参考資料 2 が牛海綿状脳症対策の見直しに係る食品健康影響評価の概要、参考資料 3-1 が平成 25 年 11 月の農林水産大臣からの評価要請、参考資料 3-2 が平成 25 年 11 月の食品安全委員会からの回答でございます。参考資料 4-1 が平成 26 年 2 月の農林水産大臣からの評価要請、参考資料 4-2 が食品安全委員会からの回答でございます。

以上の資料を用意いたしておりますが、不足の資料はございませんでしょうか。

なお、これまでの評価書等及び今回の諮問に係る提出資料等は既に専門委員の先生方には送付いたしておりますが、お席後ろの机の上にファイルを用意しておりますので、必要に応じ適宜御覧いただきますよう、お願いいたします。

また、傍聴の方に申し上げますが、専門委員のお手元にあるものにつきましては、著作権の関係と大部になりますことなどから、傍聴の方にはお配りしていないものがございます。調査審議中に引用されたものうち閲覧可能なものにつきましては、調査会終了後、事務局で閲覧できるようにしておりますので、傍聴の方で必要とされる場合は、この会議終了後に事務局までお申し出いただければと思います。

それでは議事に入らせていただきます。

まず議事 1 の座長の選出でございます。

お手元の資料 1-1 の食品安全委員会専門調査会運営規程を御覧ください。

この第 2 条の専門調査会の設置等の第 3 項でございますが、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任することとされております。

専門委員の皆様のだなたか、座長の推薦がございましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

甲斐専門委員、お願いします。

○甲斐専門委員 座長につきましては、村上洋介専門委員を推薦したいというふうに思います。

村上先生は、家畜衛生分野に造詣が深く、また、プリオン病以外の疾病対策を検討しております農林水産省の家畜衛生部会の牛豚等疾病小委員会の小委員長もされております。村上委員が座長に適任と思って推薦申し上げます。

○前田上席評価調整官 ありがとうございます。ほかに御推薦はございますでしょうか。

○筒井専門委員 私も村上専門委員を推薦することに賛成します。

○前田上席評価調整官 ありがとうございます。ほかに御意見はございませんでしょうか。

ただいま甲斐専門委員、筒井専門委員から村上専門委員を座長にという御推薦がございました。いかがでございましょうか。御賛同される方は拍手をいただければと思います。

(拍 手)

○前田上席評価調整官 ありがとうございます。

御賛同いただきましたので、座長に村上専門委員が互選されました。

それでは、村上専門委員におかれましては、座長席にお移りいただければと思います。

それでは村上座長から、一言御挨拶をお願いいたします。

○村上座長 座長を拝命いたしました村上でございます。前任は酒井先生とお伺いしております。酒井先生同様、丁寧に、かつ慎重に審議をさせていただきたいと存じますので、皆様方の御協力をぜひよろしくお願いいたします。

○前田上席評価調整官 ありがとうございます。

次に食品安全委員会専門調査会運営規程第 2 条第 5 項でございしますが、座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとございします。座長代理の指名を、村上座長、お願いいたします。

これ以降の議事の進行につきましては、村上座長をお願いいたします。

○村上座長 それでは議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま事務局から説明がありました座長代理の指名につきましてですが、私の方から座長代理としては、お二方の専門委員にお務めいただく、指名させていただきます。

本日は欠席ですけれども、これまでも座長代理を務められていた水澤専門委員、そして山本専門委員を指名させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

(拍 手)

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、山本座長代理から一言、御挨拶をお願いいたします。

○山本専門委員 東海大学の山本です。今回、座長代理ということで、また重大な役割を引き受けたなということですが、専門調査会の長い経験を生かして、これからも慎重な審議を尽くしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○村上座長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

水澤座長代理につきましては、事務局から連絡をお願いいたします。

それでは議事を進行させていただきます。

資料 1-2 がありますが、これについて、事務局から説明をお願いします。

○大曾根課長補佐 資料 1-2 でございますけれども、これはいわゆる利益相反の確認のための資料でございまして、昨年 10 月に改選となった先生 4 名分のみについて、資料 1-2 に綴じさせていただいているところでございます。

平成 15 年 10 月 2 日食品安全委員会決定の「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づいて、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告いたします。

本日の議事について、専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認したところ、平成 15 年 10 月 2 日委員会決定の 2 の (1) に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいません。

以上です。

○村上座長 提出していただきました確認書につきまして相違はございませんでしょうか。

(「はい」と声あり)

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議に入る前に、前回の専門調査会での審議内容等について振り返りたいと思いますが、これについて、本日のところは事務局からお願いいたします。

また、あわせて、私を初め新任の先生がおられますので、ポーランドに関する厚生労働省からの諮問内容とともに、米国、カナダ、フランス、オランダについて評価した際の内容についても説明してもらいたいと思います。お願いします。

○大曾根課長補佐 それではまず、諮問事項「アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」に関して、山本専門委員から両国の飼料規制の遵守状況について、御説明をいただきました。

その結果、アイルランドについては、必要な情報がそろったことから審議を進めることとし、その結果、輸入月齢制限における輸入禁止の場合と規制閾値を 30 か月とする場合のリスクの差、これと SRM の範囲における輸入禁止の場合と全月齢の扁桃及び盲腸との接合部分から 2 m の回腸遠位部並びに 30 か月超の舌及び頬肉を除く頭部と、脊髄と脊柱の場合のリスクの差は、いずれも、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できると評価されたところです。

なお、ポーランドにつきましては飼料規制の遵守状況を確認するための情報が不足していることから、厚生労働省に対し、必要な情報の提出を要請することとされました。

そして、3 つ目として、諮問事項「ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」に関しまして、事務局から BSE 対策状況のまとめについて御説明し、審議の結果、厚生労働省に対し、こちらも不足している情報の提出を要請することとされたところでございます。

以上が前回の審議内容でございまして、その後の状況についても説明させていただきます。

アイルランドの諮問の件につきましては、食品安全委員会への報告ですとかパブリックコメントの募集などを経まして、昨年 10 月 21 日に厚生労働省に答申がなされております。

次にポーランドでございまして、この件に関しましては、今月 19 日ポーランドからの

回答が厚生労働省に提出されまして、これにつきまして、先日、先生方には送付させていただきましたとともに、これをもとに本日御議論をいただきたいと思っております。

続きまして、このポーランドに関する諮問内容の確認をさせていただきます。

参考資料 1 をお願いいたします。参考資料 1、食品健康影響評価についてとあるものです。ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について、輸入条件の設定というのが諮問内容になっておりまして、より具体的には裏面を見ていただきたいのですけれども、具体的な諮問内容として、まずは（1）月齢制限とございます。こちらにつきましては、現行、輸入禁止の状態ですけれども、これを輸入可能な月齢の閾値として 30 か月齢とした場合、これのリスクの差を比較してほしいというのが 1 つあります。

そして 2 つ目として（2）SRM の範囲でございますが、これにつきましても輸入禁止から日本と同じ SRM の範囲である御覧のような部位に変更した場合のリスクを比較してほしいというのが諮問内容でございまして、この後、（3）でございまして、（1）と（2）が終わった後、国際的な基準を踏まえて、さらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価してほしいというふうにされているところでございます。

諮問内容については以上でございます。

そして次が、これまでの評価事例として、特にアメリカ、カナダ、フランス、オランダの輸入案件について評価結果を出しておりますけれども、その概要が参考資料 2 にございます。参考資料 2 の牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価の概要でございます。

まず、この資料に入る前に、先生方におかれましては、多分御記憶に新しいのは、日本の検査月齢を 48 に引き上げたときのほうが、ちょうど 1 年前ぐらいに検討いただいていたのですけれども、それとの違いを主に御説明させていただきたいと思えます。

日本の検査月齢を 48 に引き上げた場合ですけれども、これにつきましては、最終発生から 11 年経ったことと、あとは点検表を用いて、より詳細に遵守状況などを含めた点検を行ったというのがあります。これらの結果、もうまづもって日本では BSE が発生しないであろうという結論をした上で、一応経過措置をとろうということで 48 という結論を出していただいたところでございますけれども、一方で、ポーランドの方で今たたき台として用意されておりますのは、まだその前の段階、先ほどの諮問内容でいうと（1）と（2）ですので、月齢の規制閾値が 30 の場合でございますので、それにつきましては、この参考資料 2 を御覧いただきますと、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、牛群の BSE 感染状況及び感染リスク、並びに BSE 感染における牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、評価対象の 5 か国に関しては、諮問対象月齢である 30 か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓の摂取に由来する BSE プリオンによる人での変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発症は考えがたい。こういう評価をした上で、これらを総合的に考慮するというので、真ん中にあります評価の結論が得られたところでございます。

その下地となりましたのが 3 段目のところでございます。飼料規制、一番左側です、

がございます。これについては、あくまでも規制の状況のみを考慮したところでございまして、日本の 48 のときのような詳細な遵守状況までを含めた評価までは至らずに結論が出されたものでございます。

そして真ん中、牛群の感染状況でありますとか、右側、感染リスク、種間バリア、さらには非定型 BSE という要素も考慮されましたけれども、ここで当時の英国で野外での BSE 感染牛が平均的に摂取したであろう BSE プリオンの量は、英国の BSE 感染牛の脳幹 100 mg から 1 g 相当と推察されたこと、そして BSE 感染牛の脳幹 1 g を経口投与された牛の脳に異常プリオンたん白質は 42 か月目（46 か月齢相当以上）までは不検出だったこと、この実験結果なども踏まえて、当時のイギリスほどの汚染はないだろうということで 30 までだったら問題ないという評価がなされたところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○村上座長 それでは、本日は議事 2 のポーランドから輸入される牛肉及び内臓に係る食品健康影響評価について、審議していきたいと思えます。

まず資料 2、飼料規制及び BSE 発生状況について、これは起草委員を代表して、山本専門委員から御説明をいただくことでよろしいでしょうか。

では、お願いいたします。

○山本専門委員 それでは、飼料規制及び BSE 発生状況について、資料 2 に基づいて説明させていただきます。

これにつきましては、前回の資料を更新しつつ、事務局に作成していただきましたので、まずは事務局に内容を説明していただいて、その後、補足があれば補足をし、まとめの案を最後に提案したいと思えます。

では、事務局、よろしく申し上げます。

○廣田評価専門官 説明の前に再度振り返らせていただきますけれども、ポーランドについては、飼料規制遵守状況、あるいは BSE の発生状況、特に飼料規制強化後に生まれた BSE 症例、いわゆる BARB について必要な状況の提出を要請していたところです。今回、その提出がありましたので、それと従前の回答をもとに、ポーランドの飼料規制及び BSE 発生状況として資料 2 として取りまとめられたものです。

それでは説明します。

ポーランドの飼料規制及び BSE 発生状況ですが、飼料規制の内容を整理しました。

まず、1999 年 3 月、反すう動物への肉骨粉の給与をポーランドは禁止しました。

その後、2003 年 11 月、これは EU 規則と同等であります動物由来たん白質、一部のものを除きますが、それを全ての家畜への給与を禁止し、いわゆる完全飼料規制でございしますが、それを現在まで継続しているということです。

表 1 に簡単にまとめていますけれども、左の方、牛・豚・鶏由来の肉骨粉等については、EU、ポーランド含めて EU は牛・豚・鶏には給与できないというふうになっております。日本については、牛は当然だめでございますが、豚・鶏由来の肉骨粉等は、豚・鶏

に給与してよいとされております。

続きまして 2 番目。その 2003 年に設けた飼料規制に対する監視状況、それからその強化状況を整理しております。

まず 2004 年に飼料工場及び農場等に対して、この飼料規制に係る立入検査を開始しております。立入検査は主席獣医官、いわゆる国によって毎年定められる年次計画に基づき、実施しております。年次計画の決定ですけれども、それは事業者ごと、例えば工場ごとに、少なくとも年に 1~4 回の立入検査が計画され、リスク分析の結果によっては、立入り回数は増加するというようになっております。

ちなみに、禁止された動物由来たん白質の有無を確認するためのサンプリング検査、これは EU 規則上で同じですけれども、顕微鏡検査で実施しております。仮に飼料中に禁止された動物由来たん白質が検出された場合、残りの飼料の廃棄ですとか施設全体の洗浄について行政命令がなされます。

続いて 2005 年 12 月です。仮に動物由来たん白質を含む飼料を与えられた家畜がいた場合、それは市場への出荷が禁止されます。要は食用に回されることはないということでございます。

2007 年 12 月、動物由来たん白質を含む肥料、飼料ではなくて肥料についてですが、これが家畜の飼料として利用されることを防止するためにこの肥料に忌避剤、例としては水酸化カルシウム、いわゆる消石灰などを混合するようになりました。

続いて 2011 年 3 月ですが、飼料規制違反を調査する、飼料規制違反があった場合、地方の獣医官は警察に通報して、捜査、協力して調査していくということになっております。

2 ページ目でございますが、その飼料規制の遵守状況について、2004 年から 2012 年までの飼料工場及び農場への立入検査結果を、表 2 は飼料工場、表 3 は農場について示しております。

まずこの表全体の説明ですけれども、表 2、表 3 共通として太枠で囲んだ箇所が今回、回答があったところです。左側の例えば立入工場数、違反工場数という数字はもともと回答があったものですが、これは何の違反であったのか、それが不明であったために、今回、内容の回答を求めて、表のような回答があったところです。

本文に戻りますけれども、飼料工場及び農場においては違反が認められましたが、そのほとんどが飼料栄養成分の過不足、品質不適合といったものでありました。例えば表 2 でいいますと、違反内容による分類、一番右側ですが、その他の違反工場数は、例えば 2012 年ですと 127 工場でした。左の方からいいますと、2012 年 273 件立入りました。その中に違反工場は 131 ありました。その他の違反工場、いわゆる栄養成分が過不足であるとか品質不適合といったものは 127 ありましたということでした。

飼料工場、表 2 について説明しますが、動物由来たん白質が陽性であった反すう動物用飼料製造工場は、2010 年は 3 工場であったとあります。これは、表 2 の違反内容による分類の中の動物由来たん白質陽性工場数というのがありますが、2010 年については、

12 工場が陽性だったのですが、そのうち反すう動物用飼料製造工場というのは 3 工場あったということです。

本文の括弧にありますように、ただし、当該たん白質の由来動物は不明ということでした。要は、この動物由来たん白質というのが、例えば反すう動物由来のものなのか、魚類由来のものなのかということは、顕微鏡検査しかしていないので不明であるという回答がありました。

そして表 2 の反すう動物用飼料製造工場の違反の工場数、2010 年が 3 件だったのが、2011 年、2012 年には 0 件であったということです。

続いて、同じような説明をしますが、農場について表 3 でございますが、動物由来たん白質が陽性であった反すう動物用飼料農場というのは、2010 年は 14 農場、そして 2012 年は 8 農場に減少したということでございます。なお、表には示しておりませんが、速報といたしまして、2013 年における同様の違反数、動物由来たん白質の違反数でございますが、飼料工場及び農場合計で 19 件（2012 年は 70 件）としておりますが、これは表 2 の 2012 年の 4 工場というのと表 3 の 66 農場というのがあると思うのですが、それを足した 70 件であったのが 19 件に減っていますということでした。

そのうち、反すう動物用飼料に関するものについては 3 件（2012 年は 8 件）とありますが、表 2 の 0 件と表 3 の 8 件を足した 8 件が 3 件に減りましたということでございます。

この結果をもちまして、ポーランド政府としては、前述の対策、先ほど 1 ページで説明した対策によって、禁止された動物由来たん白質陽性件数を減らす結果となって、飼料規制の違反については解決したと考えているという回答でございます。

続きまして 3 ページでございます。BSE の発生状況についても幾つか回答がありましたので整理しております。

まず BSE の検査対象でございますが、その経緯です。1998 年 4 月、「臨床的に疑われる牛」の全月齢について検査を開始し、現在までそれは実施しております。

そして 2001 年 11 月から健康と畜牛は 30 か月齢超、死亡牛と緊急と畜牛、死亡牛ですが、それは 24 か月齢超ということになりました。

そこからほぼ 10 年後、2011 年 7 月、健康と畜牛 72 か月齢超、死亡牛等は 48 か月齢超に引き上げられました。

そして 2014 年 1 月、この 1 月の情報がありましたが、健康と畜牛のみ引き上げ、96 か月齢超に引き上げたということでございます。

そして発生の概況を整理しました。ポーランドの各年の BSE サーベイランス及び陽性頭数を表 4、下の表に示しております。左の方が各年の BSE 検査頭数で、右側に BSE 検査陽性頭数、定型、非定型、合計というふうにしております。

ポーランドでは 2002 年に初めて BSE が発生しました。2005 年の 20 頭をピークに 2006 年以降は 10 頭、9 頭、5 頭と、その後減少しまして、合計 75 頭の BSE 検査陽性牛

が確認されています。

BSE 検査陽性牛の年齢ですけれども、最若齢は 32 か月齢、最高齢は 209 か月齢となっております。平均月齢としては 101 か月齢とされております。

なお、非定型 BSE については、75 頭のうち 15 頭の発生が確認されておまして、うち 2 頭が H 型、13 頭が L 型であったということでございます

他の EU 加盟国と比較して非定型 BSE の発生が多いのですけれども、それについてのポーランド政府の見解がございまして、その見解としては、2005 年から 2008 年までの BSE 検査対象牛に占める 8 歳以上の割合が、他の EU 加盟国においては 21～23%であるのに対し、ポーランドでは 40～44%である。BSE 検査対象となる牛の年齢が比較的高いこと、すなわちポーランドでは牛の飼養期間が比較的に長いことと関連があるとポーランド政府は推測しております。要は、牛の飼養期間が比較的に長いので 8 歳以上の検査数が多くなりますよと。8 歳以上で発生が多いとされる非定型 BSE の件数が多くなっていますよということだと思います。

4 ページ目をお願いします。

その発生の出生コホートの特性でございます。ポーランドでの出生年別の BSE 検査陽性牛頭数を図 1、飼料規制強化後に出生した BSE 検査陽性牛を表 5 に示しております。いわゆる BARB 症例が表 5 に示されております。

ポーランドにおいて完全な飼料規制、先ほど言いました 2003 年 11 月の規制でございますが、それ以降に生まれた牛で BSE 陽性が確認されたのは、表 5 に示しました合計 4 頭でございます。そのうち 2 頭は非定型 BSE であったと。

飼料規制が強化された 2003 年 11 月から 1 年 3 か月後の 2005 年 2 月に生まれた 1 頭、No.3 のものがございますが、それを最後に、これまでの 9 年間に生まれた牛に定型 BSE の発生は確認されておられません。なお、出生年月で見た最終発生の牛は 2005 年 11 月の牛、これは No.4 の牛でございますが、これは非定型 BSE でありましたということです。

飼料規制が強化された後に生まれた 4 頭についてポーランドが行った疫学調査の結果でございますが、動物由来たん白質を含んだ飼料を給与していた証拠はなかったと。そして感染源の特定はできませんでしたということです。また、コホート牛、この場合のコホート牛は、BSE 牛、いわゆる患者が生まれた前後 12 か月間に患者と同じ群に生まれた牛等、等というのはその患者の子孫なんかも含まれます。その BSE 検査を実施したのですけれども、それは全て陰性であったということでございます。

説明は以上です。

○山本専門委員 ありがとうございます

ほとんど追加するという事はないのですけれども、BSE の飼料規制については、若干違反事例が見つかってはいるわけですけれども、年々減少傾向にあったということで、実際の違反の内容については、どの動物種由来かということとは不明であったということがあります。

もう一つは、最終発生の牛ですけれども、それが完全飼料規制、これを 2003 年 11 月に規則上は完全飼料規制という形で考えますと、その 1 年 3 か月後に出ているということで、これが定型ですかね。その後、最終の発生は非定型のものが見つかってきているということが、今のこれまでのところのまとめ、飼料規制及び BSE 発生状況のまとめということになります。このまま、まとめの方に進んでよろしいでしょうか。

○村上座長 もし補足等がございましたら。筒井委員、ございますか。

○筒井専門委員 特段ありません。

○山本専門委員 それでは、5 ページの 3 ポツ、まとめについて、読み上げながら御説明したいと思いますが、ポーランドにおいては、牛の飼料への BSE プリオンの混入を防止するための飼料規制が 1999 年から導入され、動物由来たん白質（牛乳、乳製品等一部のものを除く。）について、全ての家畜への給与を禁止する飼料規制が 2003 年 11 月に導入された。よって、交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化が行われてから、ポーランドでは 10 年以上が経過している(2013 年末現在)。

さらに、飼料規制の遵守を徹底するため、動物由来たん白質を含む飼料を与えられた家畜の市場への出荷を禁止するなどの対策をとってきた。これにより、反すう動物用飼料中における動物由来たん白質の検出数は減少している。

また、ポーランドにおいては、OIE が示す「管理されたリスクの国」に要求される 10 万頭に 1 頭の BSE 感染牛の検出が可能なサーベイランスが実施されている。ポーランドでは、75 頭の BSE 感染牛が確認されており、うち 15 頭は非定型 BSE である(2013 年末現在)。飼料規制が強化された後に生まれた BSE 検査陽性牛 (BARB) は、4 頭確認され、うち 2 頭が非定型 BSE である。飼料規制が強化された 2003 年 11 月から 1 年 3 か月後の 2005 年 2 月に生まれた 1 頭を最後にこれまでの 9 年間に生まれた牛に定型 BSE の発生は確認されていない。

引き続き、BSE の発生状況頭の確認は必要であるが、ポーランドにおける飼料規制等の有効性が高いことがサーベイランスにより確認されたということで、ポーランドについては、英国において多数の BSE が発生していたときのような BSE プリオンの汚染状況にはないというふうに考えております。

以上です。

○村上座長 ありがとうございます。

それではただいまの説明について御質問等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。お願いいたします。

○佐多専門委員 1 点、ちょっと分からなかったので教えてください。

表 2、表 3 のところで、反すう動物用飼料製造工場数と飼養農場数とか書いてあって、2012 年はトータルで 8 件、2013 年になると 3 件に減ったと。一応結論は、飼料規制違反はこれで解決したと政府が言っているという話を最後説明されたのですけれども、こういう結論になった理由というのがよく分からなかったの、説明していただけないか。

○廣田評価専門官 回答に記載のあったことなのですからけれども、もともと 2010 年あたり、例えば農場でいえば 14 農場であったのが、2012 年に 8 農場、そして 2013 はトータルで 3 件ということで減少している。1 ページの対策をしたので、飼料規制違反については、残っているものの、政府としては解決しているという回答がございました。

○佐多専門委員 まだあるけれども、政府としては解決したと考えたと言っているだけということですね。まだ解決していないけれども。

○廣田評価専門官 政府のコメントです。

○村上座長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

○佐多専門委員 もう一つよろしいですか。

前回でもこの違反工場数というのが余り変わらない、減っていかないし、農場の方ではどんどん増えていって、その内容が今回戻ってきて、その大部分は違反内容としては微量元素、ビタミン等の値の過不足、飼料表示等の不適とか、虫が入っていたとか、そういうものであって、それが増えているけれども、一番ポイントの部分は少しずつ減ってきているということが分かったということですよ。

だけど、まだ残っているということは、どういうふうに今後考えるのか、その辺が問題だと思うのですけれども、それはそのままでもよろしいのですか。山本先生、どうですか。

○山本専門委員 こういう評価をするときに確実にゼロになっているかどうかということをもって判断するかということはあるのですけれども、減少傾向というのがあるということで、一定の効果が上がっているという評価、それはできるというふうに考えられます。

それを裏づけるという意味でのサーベイランスがあるわけですが、それによっても、9 年間それが出ていないということが、1 つの飼料規制効果の判定の基準となるというふうに考えたので、このような記述をいたしました。

○村上座長 よろしいでしょうか。

そうしましたら、欠席の先生の御意見を紹介していただいた方がいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○本山係長 資料の番号が前後してしまうのですが、資料 4 を御覧ください。

本日御欠席の専門委員のうち、門平睦代専門委員、横山隆専門委員のお二人から御意見の提出をいただきました。

まず門平専門委員からいただいた御意見です。

発生状況（資料 2）より 1999 年の飼料規制及び 2003 年 11 月以降の規制も有効であったと推測できる。

しかし、気になる点は、規制後に生まれた 2 頭（定型）である。32、42 か月と月齢が低いので、暴露量は多かったのではないかと推測される。

ポーランド政府は飼料規制強化を徹底させるために、2004 年と 2005 年にも様々な取り組みをしている。これは飼料規制が不十分であるための追加策と考えられるが、2007 年にはさらに忌避剤を加えるという処置をした。よって、2007 年時点で飼料強化が本当

に功を奏したと言えるかもしれない。

2007年までには、この2頭が暴露された時期から3年間ほどの期間があり、その間に生まれた牛には陽性牛が見つかっていないということから、これらの2頭と類似したケースは存在しなかったと推測できる。この推測が正しければ、2011年7月時点で「健康と畜牛」には72か月未満の陽性牛が存在する確率と非常に低い。

2011年7月には「健康と畜牛」は72か月以上が対象となり、検査体制が緩められたが、このことによる悪い影響——例えば72か月未満の「健康と畜牛」でBSEに感染した牛の見逃しはなかったと願いたい。

しかしながら、SRMの除去、家畜への使用禁止、レンダリング処理などEUの条例どおりに様々な処理が施行されているということであるので、審議の対象となった月齢制限とSRMの範囲を変更しても、人への健康影響は無視できると考える。

続いて横山専門委員からいただいた御意見です。

最終のBSEは2005年生まれであることから、2003年に導入された飼料規制の実効性が認められるまでには数年を要したと考えられる。

しかし、その後の発生状況、飼料規制の現状から、30か月齢の月齢制限、並びにわが国と同様のSRMの範囲をポーランドに係る輸入条件に適用しても、人への健康影響は無視できるとの判断は妥当と考えます。

なお、今回の評価に直接影響するとは思わないが、非定型BSEの発生頭数が多い点が興味深い。これからの国内外の非定型BSEのリスク評価のためにも、今後ポーランドにおける牛の出荷・淘汰年齢とBSE陽性例のデータを入手しておくことが望ましい。

以上です。

○村上座長 ありがとうございます。今の、本日ご欠席の専門委員からの御意見も含めて、飼料規制及びBSE発生状況のまとめの文章については、いかがでしょうか。

○山本専門委員 ちょっとよろしいですか。

私たち起草委員の中での議論では、ポーランドの完全飼料規制を2003年11月ということで書かせていただいております。門平委員からの御意見にもありますように、その後の追加の飼料規制といいますか、飼料規制強化が図られているということから、実際、飼料規制が完全に始まったと言われるのは、忌避剤を加えたこの年が本当には実効性のある年だったのかなという気がするわけです。

ただ、それを書き込むかどうかというのが非常に難しいところもありまして、実際にどのようにこれを扱えばいいかというのはちょっと皆様方の御意見を伺いたいというところではあります。

○村上座長 ありがとうございます。今の山本先生の御見解に対して、御意見がございましょうか。

○小野寺専門委員 忌避剤については、確かにそれが反すう動物に食べさせられにくいということに関しては一般的に考えられるのですけれども、忌避剤を使った後と使う前との

具体的なデータが余りなく、サイエンティフィックであるとは思えないのですね。ですから、あくまで議論としてはいいと思うのですけれども、ただ、それを文章に入れるというのはちょっとどうかなと思うのですけれども。

○村上座長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

そうしましたら、評価済みのフランスとオランダ、アイルランドと同等の表現である、「引き続き BSE の発生状況等の確認は必要であるが、ポーランドにおける飼料規制等の有効性は高いことがサーベイランスにより確認された」との結論でよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○村上座長 ありがとうございます。それでは、この内容とさせていただきます。

続きまして、資料 3、評価書（案）たたき台については、事務局、どういたしましょうか。

○大曾根課長補佐 起草委員の先生方に評価書（案）につきまして、これも御検討いただいておりますので、その中で、事務局で、これまでの評価書を参考に、評価書としての体裁を整えさせていただきました。

ですので、まず、事務局から簡単に概要をお話しさせていただいて、その後、いわゆる結論部分であります、食品健康影響評価の部分については、起草委員を代表して山本先生にまとめをお話しさせていただいてはいかがかなと思っております。

○村上座長 わかりました。

それではまず事務局から説明をお願いいたします。

○大曾根課長補佐 それでは資料 3 をお願いいたします。評価書（案）たたき台としております。

まず 1 枚おめくりいただきまして目次でございます。これが基本、昨年答申をしておりますアイルランドと並びをとる形で整理をさせていただいたものでございます。

まず、I としまして、背景及び評価に向けた経緯というのがございまして、次に BSE の現状、さらには牛群の感染状況、そして SRM 及び食肉処理、そして最後に食品健康影響評価という構成になっております。日本、アメリカ、カナダ、フランス、オランダの 30 か月齢までを評価した際には、この他に感染実験による結果とか、そういったものが入っているのですが、この 1 年半で、特にこの 30 までの評価で影響を与えるような事項はないと思っておりますので、その部分の記載は省略させていただいているところでございます。

続きまして 5 ページをお願いいたします。ここからが主たる内容になっておりまして、I. 背景及び評価に向けた経緯とございます。ここは特にアイルランドから変更はなく、6 ページに移りまして、6 ページの 11 行目の「さらに」から、ここをアイルランドの記載を書き加えさせていただいたところでございます。

続きまして、飛びまして 9 ページをお願いいたします。こちらは BSE の現状でございますが、この数字につきましては、2013 年末現在ということでアップデートをさせてい

ただいております。

EUにおけるBSE検査陽性牛の平均月齢につきましては、年明けにEUのTSEレポートが公表されましたので、それから数字を更新しているところです。

続きまして、あとは先ほど資料2で御説明した内容とかぶっておりますので、ちょっと飛ばさせていただきます。資料2で話していないですね、すみません。世界全体の発生頭数でありますとか、EUにおける検査頭数の推移も最新版に更新しております。

そして12ページの各国のBSEの検査体制でございますが、こちら、先ほど資料2で説明がありましたように、ポーランドについて、96か月齢超、健康と畜牛ですが、これを書きかえております。

次のページ、13ページからですが、ここは何ら変更はないですので、そのままアイルランドのままとなっております。

続きまして、15ページ、Ⅲ. 牛群の感染状況でございますが、これにつきましては、今の資料2などの説明文などもあわせて、記載ぶりをポーランド版に変えさせていただいているところです。

同じく18ページからのBSEの発生状況、こちら先ほどの資料2をベースに書きかえさせていただきます。

そして21ページのⅣ. SRM及び食肉処理ですが、こちら、EUは基本、同じ規制でやっておりますので、ポーランドも同様ということで、基本、内容的にはアイルランドなりと変わりはないものになっています。

その他、22ページに移りますが、と畜場及びと畜頭数のところですが、ポーランドにつきましては、と畜場は国の割には多いのかなと思いますけれども、851施設あるとのこと。そして、年間のと畜頭数ですが、こちらは約159万頭、そのうち30か月齢以下は101万頭で、30か月齢超が58万頭ということなのですが、ポーランドは比較的月齢の高い牛がと畜されているということが言えると思います。なお、全体の飼養頭数でございますが604万頭だそうです。

食品健康影響評価の手前までは以上でございます。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問や御意見をお願いいたします。

目次を見ていただきまして、ローマ数字の項目ごとに検討いただきたいと思っております。お手元の資料は既に配付されてお目通しいただいていることと存じますので、ローマ数字の項目ごとに、例えば最初は、背景及び評価に向けた経緯ということで御意見、御修正点ございましたらお願いいたします。

このところはよろしいでしょうか。

続きまして、Ⅱ番目BSEの現状の部分はいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

続きましてⅢ番目、牛群の感染状況についてはいかがでしょう。

○筒井専門委員 ちょっと確認ですけれども、現在の EU 規制では、と畜場での検査は一応全廃ということになっていて、検査をしている国の月齢基準というのは、大体どのような状況になっているかというのが、もし分かれば教えていただけますか。

○大曾根課長補佐 EU ですが、まさにちょうど 1 年ぐらい前だと思うのですが、「実施しなくともよい」という表現だったと理解しておりますので、各加盟国において設定したければ自国で設定してもいいというふうに読めるような内容なのかなと思っています。

例えば、評価済みの国でいいますと、オランダはもう 1 年前に健康と畜牛はやめてしまっています。いわゆる青天井になっています。

あと、フランスは今検討中でして、まだ変わっていないのですが、全廃とするか、非定型を考慮して、やや 72 より高めにするかというのを検討している段階だと理解しています。

その他、評価していない国でいいますと、ドイツですが、ドイツはこのポーランドと同じく、非定型があるのでという理由を添えた上で、96 か月齢という月齢にしております。今把握しているのは、これぐらいでございます。

○筒井専門委員 ありがとうございます。

○村上座長 ほかにございせんか。

続きまして、IV 番目、SRM 及び食肉処理に関してはいかがでしょうか。

続きまして、山本専門委員から V の食品健康影響評価について、説明していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○山本専門委員 それでは、食品健康影響評価の案について、説明させていただきたいと思えます。

それに先立ちまして、恒例でありますけれども、事務局から全文の読み上げをお願いできますでしょうか。

○本山係長 それでは、24 ページ目からを御覧ください。

V. 食品健康影響評価

食品安全委員会プリオン専門調査会は、これまで参照した各種文献、厚生労働省から提出された評価対象国に関する参考資料等を用いて審議を行い、それにより得られた知見から、諮問内容のうち、ポーランドについて、(1) の輸入月齢制限及び (2) の SRM の範囲に関する取りまとめを行った。

1. BSE の発生状況。

世界の BSE の発生頭数は累計で 19 万 650 頭であるが、年間の発生頭数は 1992 年の 3 万 7,316 頭をピークに減少し、2012 年には 21 頭、2013 年には 7 頭となっている (2013 年末現在)。

ポーランドでは、75 頭の BSE 感染牛が確認されており、うち 15 頭は非定型 BSE

である（2013 年末現在）。出生年で見えた場合、2005 年 2 月生まれの 1 頭を最後にこれまでの 9 年間に生まれた牛に定型 BSE 感染牛は確認されていない。なお、出生年月で見えた最終発生の牛は 2005 年 11 月に生まれた非定型 BSE である。

2. 飼料規制とその効果。

ポーランドにおいては、牛の飼料への BSE プリオンの混入を防止するための飼料規制が 1999 年に導入され、動物由来たん白質（牛乳、乳製品等一部のものを除く。）について、全ての家畜への給与を禁止する飼料規制が 2003 年 11 月に導入された。

交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化が行われてからポーランドでは 10 年以上が経過している（2013 年度末現在）。

またポーランドにおいては OIE が示す「管理されたリスクの国」に要求されている 10 万頭に 1 頭の BSE 感染牛の検出が可能なサーベイランスが実施されている。飼料規制が強化された後に生まれた BSE 検査陽性牛（BARB）は、4 頭確認されている。そのうち 2 頭は非定型 BSE であった。飼料規制が強化された 2003 年 11 月から 1 年 3 か月後の 2005 年 2 月に生まれた 1 頭を最後に、これまでの 9 年間に生まれた牛に定型 BSE の発生は確認されていない。

よって、ポーランドにおける飼料規制は BSE の発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断した。

3. SRM 及び食肉処理

ポーランドにおいては、OIE が「管理されたリスクの国」の貿易条件として定めた SRM の範囲より広い範囲を SRM と定義し、SRM の除去やピッシングの禁止などの食肉処理工程における人への BSE プリオンの曝露リスクの低減措置がとられている。

したがって、牛肉及び牛内臓による人への BSE プリオンの曝露リスクの低下とも相まって、極めて低いレベルになっているものと判断した。

4. 牛の感染実験

本事項については、2012 年 10 月評価書のとおりである。

5. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）

本事項については、2012 年 10 月評価書のとおりである。

なお、vCJD は、2013 年末現在、世界中で 228 例が報告されているが、ポーランドにおいては発生が確認されていない。

6. 非定型 BSE

本事項においては、2012 年 10 月評価書のとおりである。

なお、2013 年末現在、ポーランドでは 15 頭（6.6 歳～17 歳）の非定型 BSE が確認されており、H 型が 2 頭、L 型が 13 頭であった。

7. まとめ。

（1）牛群の BSE 感染状況。

ポーランドにおいては、これまで 75 頭の BSE 感染牛が確認されているが、2003 年 11

月から飼料規制が強化されており、それ以降に生まれた牛には、2005年2月生まれの1頭を最後に定型 BSE 感染牛は確認されていない。引き続き BSE の発生状況等の確認は必要であるが、ポーランドにおける飼料規制等の有効性は高いことがサーベイランスにより確認されている。なお、ポーランドにおいては、EU の定めたサーベイランス水準を満たしており、結果として OIE の定めた 10 万頭に 1 頭の BSE 感染牛が検出可能な水準を満たしている。

(2) BSE 感染牛組織の異常プリオンたん白質蓄積と人への感染リスク

上記のようなポーランドの牛群の BSE 感染状況の下では、仮に BSE プリオンによる汚染飼料を牛が摂取するような状況があったとしても、牛における BSE プリオン摂取量は、感染実験における英国 BSE 感染牛脳組織 1 g 相当と想定される。1 g 経口投与実験では、投与後 44 か月目以降に臨床症状が認められて、中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出されたが、投与後 42 か月目（46 か月齢相当以上）までには検出されていない。なお、BSE の脳内接種実験では、発症前のもっとも早い時期に脳幹で異常プリオンたん白質が検出されたのは発症前 7～8 か月であるから、さらに安全を考慮しても、30 か月齢以下の牛で、中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出可能な量に達する可能性は非常に小さいと考えられる。

vCJD の発生については、最も多くの vCJD が発生していた英国においても、2000 年をピークに次第に減少してきている。vCJD の発生は BSE の発生との関連が強く示唆されているが、近年、vCJD の発症者は世界全体で年に数名程度と大幅に減少していることから、この間の飼料規制や SRM 等の食品への使用禁止を初めとする BSE 対策が、牛のみならず人への感染リスクを顕著に減少させたものと考えられる。

なお、非定型 BSE が人へ感染するリスクは否定できない。現在までに日本の 23 か月齢の牛で確認された 1 例を除き、大部分は 8 歳を超える牛で発生している（確認時の年齢の幅は 6 歳～18 歳）。また、23 か月齢で確認された非定型 BSE 陽性牛の延髄における異常プリオンたん白質の蓄積量は、BSE プリオンに対する感受性が高い牛プリオンたん白質を過剰発現するトランスジェニックマウスにも伝達できない非常に低いレベルであった。このような状況を踏まえ、非定型 BSE に関しては、高齢の牛以外の牛におけるリスクは、あったとしても無視できると判断した。

(3) 評価結果

現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、上記 (1) 及び (2) に示した牛群の BSE 感染状況及び感染リスク並びに BSE 感染における牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、ポーランドに関しては、諮問対象月齢である 30 か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓（扁桃及び回腸遠位部以外）の摂取に由来する BSE プリオンによる人での vCJD 発症は考えがたい。

したがって、以上の知見を総合的に考慮すると、諮問内容のうちポーランドに係る (1) の輸入月齢制限及び (2) の SRM の範囲に関する結論は以下のとおりとなる。

①月齢制限

ポーランドに係る輸入条件に関し、「輸入禁止」の場合と輸入月齢制限の規制閾値が「30 か月齢」以下の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

②SRM の範囲

ポーランドに係る輸入条件に関し、「輸入禁止」の場合と SRM の範囲が「全月齢の扁桃及び回腸遠位部（盲腸との接続部分から 2 m の部分に限る。）並びに 30 か月齢の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄及び脊柱」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

以上です。

○山本専門委員 ありがとうございます。大分長い文の読み上げになりましたけれども、簡単にポイントをもう一度説明しておきたいと思います。

平成 24 年 10 月のフランス、オランダ、それから 25 年 10 月にやりましたアイルランド、それと同じような形で整理をさせていただきました。

1 番の BSE の発生状況ですけれども、75 頭の感染牛が確認されている。そのうちの 15 頭が非定型 BSE でしたということです。

定型 BSE は 2005 年 2 月に生まれた牛を最後に 9 年間確認されていません。出生年で見ると最終発生は 2005 年 11 月生まれ、これが非定型の BSE でした。

それから 2 番目、飼料規制とその効果としては、完全飼料規制は、先ほどの議論でもありましたけれども、2003 年 11 月から実施され 10 年以上が経過している。BARB は 4 頭確認されていますが、定型 BSE の最終発生が 2005 年 2 月生まれ。これは最終飼料規制の開始時期から 1 年 3 か月後です。既に評価を行ったフランス、アイルランドの 3 年後に比べても経過年が短いということです。

ということから、ポーランドにおける飼料規制は BSE の発生抑制に大きな効果を発揮していると判断しました。

SRM 及び食肉処理は、フランス、オランダ、アイルランドと同様に問題はないというふうに判断しております。

4 番から 6 番については、これまでの評価書と同等のことですので、ちょっと省略させていただきます。

7 番のまとめにつきましても、ほぼフランス、オランダ、アイルランドと同じ文章ですけれども、ちょっとそのまま使うと気になったところが見つかりましたので、ちょっと御報告させていただきますが、まとめの 26 ページの 25 行目から、「近年 vCJD の発症者は世界全体で年に数名程度と大幅に減少していることから」ということですが、2012 年にフランスで vCJD が 2 例発見されたと。2013 年は発症者は 1 例のみということですので、そこを少し書き加えた文章にさせていただければと思います。

私からの追加説明は以上です。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの専門委員からの御説明について、御質問や御意見をいただきしたいと思います。

先ほど、資料 2 のところで紹介いただきました、資料 4 にあります本日欠席の専門委員からの意見等も御覧ください。そしてそのことを踏まえて、御審議をお願いいたします。

○小野寺専門委員 ちょっと前後して申しわけないのですけれども、10 ページなのですが、世界における BSE 発生頭数の推移ということで、上の統計を見ていたのですが、2013 年は世界に BSE の発生が 7 例となって、その下に欧州が 2 例（英国を除く）と書いてあったのですね。そのあと、ポーランド 1 例、フランス 2 例、アイルランド 1 例ですか。

これを見ると、何となく欧州（英国を除く）というのは 2 じゃなくて 4 じゃないかと、この辺の確認は数字がちょっとよく分からないのですが。

○村上座長 分かりますか。

○廣田評価専門官 欧州（英国を除く）、おっしゃるとおり 4 例でございます。記載ミスですので、修正してはかがかと思えます。

○村上座長 よろしいでしょうか。

○小野寺専門委員 はい。

○村上座長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

○甲斐専門委員 12 ページの表 2 の表ですけれども、食肉検査と書いてあるのは、これは BSE 検査のことですか。同じことかもしれないけれども。

表 2 の上側。食肉検査というと、何か枝肉検査みたいに聞こえるので、BSE 検査の方が。

○山本専門委員 BSE 検査に直した方がいいと思えますので。

○甲斐専門委員 もう一つ、2007 年に飼料の中に忌避剤を入れてありますよね。その件に関する言及というのは要らないのかと。例えば 24 ページの 21 行あたりに、些細なことかもしれませんが、間違った利用を防ぐ対策もしていますよということを強調する必要はないのかなと思えます。

21 行の 11 月に導入された、また 2007 年 12 月に肥料の中に忌避剤を混入することにしたと。事務局にお任せしますけれども。

○村上座長 分かりました。御指摘ありがとうございます。

○山本専門委員 先ほど小野寺委員から御意見がありましたように、科学的根拠としての正当性がどこまであるのかということになると、なかなか書き込むのが難しいのかなというのがあります。食品健康影響評価の中にそれを書くのではなくて、もう少し前の段階で飼料規制の説明のところで段階的に強化が図られてきたというようなことを書き込んでおいて、最後の評価のところは実際の飼料規制はここから始まったというような書きぶりにしたいというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○村上座長 いかがでしょうか。

○甲斐専門委員 お任せします。

○村上座長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

お願いします。

○熊谷委員長 結論にはかかわらないのですが、非定型のL型の6.6歳というのが、これは6.6歳から17歳と25ページに記載してありますけれども、この6.6歳というのはどういうふうに確認されたかというのは、ポーランド側から何か資料が提供されているのでしょうか。

○本山係長 先生、すみません、今の御質問は月齢をどのように確認したかということでしょうか。それとも、非定型であるかどうかと。

○熊谷委員長 月齢の確認です。

○廣田評価専門官 これはトレーサビリティ、いわゆる耳標で確認されたものです、月齢については。

○熊谷委員長 そうすると、部分的にトレーサビリティが導入されていた時期に、トレーサビリティがたまたまされていた牛ということ。

○山本専門委員 よろしいですか。これは1999年に耳標の導入がされているということですので、この発見された時点では、既にトレーサビリティが確立されているというふうに考えていたのですが、事務局、確認をお願いします。

○村上座長 お願いします。

○本山係長 資料3の19ページ目を御覧ください。こちらの表6の最後のもの、79か月齢と書いてあるものが今御指摘のあった6.6歳としているものでございます。記載のありますとおり、誕生年月が2005年ですので、トレーサビリティが義務化されたのは2004年ということで、法の規制に基づいたトレーサビリティで月齢を確認しております。

○熊谷委員長 分かりました、ありがとうございます。

○村上座長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

幾つかの御指摘と修正意見がございましたけれども、ほかにございませんでしょうか。

もし、なければ取りまとめをさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ポーランドに対する諮問事項、(1)及び(2)の評価結果については案のとおりということによろしいでしょうか。

どうぞ。

○山本専門委員 若干、vCJDの発生状況について書き加えたいと思いますので、その点は修正したものを、また委員の先生方に御確認いただきたいと思いますが。

○村上座長 その点も含めて、4点の御指摘をいただきました。数字の誤りなどはこの場で修正したのものもありますが、若干書き加えた方がいいという御指摘もいただきました。山本委員からも、それにつきましては修正したいということですので、御指摘いただきま

した先生、修正するとのことでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、先ほどの御指摘 4 点ほどございましたが、中の 1 つは文言修正ということでございますけれども、その辺については御指摘のありました方向で、先ほどの評価の前段部分の項目で記載するというようにさせていただいて、結論につきましては合意が得られたというふうに判断させていただきたいと思っております。

今の御意見、それから欠席の先生方の御意見も確認しながら、評価書の修文につきましては私に一任させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、今後必要な修文を、先ほど御指摘いただきましたところを含めて行った上で、食品安全委員会に報告したいと存じます。

続きまして、資料 5-1 と 5-2、参考資料 3-1 から 4-2 につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○本山係長 それではまず資料 5-1 と 5-2 について報告いたします。

本件につきましては、2 月 24 日の第 504 回食品安全委員会で、厚生労働省及び農林水産省より定期の報告をいただきましたので、本日は事務局より御説明いたします。

まず資料 5-1 は厚生労働省が毎年行っている BSE 対策に関する調査結果です。例年ですと、前年の 3 月末現在の状況を調査していましたが、食品安全委員会が平成 24 年 10 月及び平成 25 年 5 月に取りまとめました牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価を踏まえ、平成 25 年 7 月までに SRM の範囲の見直し及びと畜場における BSE 検査対象月齢の見直しを行ったことから、同年 9 月末現在の状況について調査を実施したとのことです。

今回、新たに加わった調査項目といたしまして、まず 4 の月齢による分別管理です。牛のと殺を行っている 144 施設のうち 73 施設が検査対象となる 48 か月齢、SRM の範囲に係る 30 か月齢とで 3 区分に区分管理をしており、残りの 71 施設では、48 か月齢のみ区分管理をし、全ての月齢の牛の頭部、脊髄を特定部位として取り扱っております。

分別管理の方法としては、曜日、日にち、時間によって区別しているところ、タグ等によって識別しているところ、その他といたしまして、これらを組み合わせているところがあるとのことです。

続いて 6 の舌扁桃の除去についてです。

(1) の方法は最後位有郭乳頭を結ぶラインで、舌を垂直に切断しているもの、

(2) が食用に供する舌の重量がやや多く取れる最後位有郭乳頭から舌の付け根に向けて斜めにそぎ取っているものです。

(3) のその他といたしましては、食用に供する舌の重量は少なくなりますが、安全側に立つということで、最後位有郭乳頭より舌の先端側で切断しているところもあるということでした。

続いて、7 番の 30 か月齢以下の牛の頭部——舌及び頬肉を除いたものですが、の使用についてです。

牛のと殺を行っている 144 施設のうち、(1) の④にありますとおり、103 施設は 30 か月齢以下の牛の頭部、舌及び頬肉を除いた部分ですけれども、使用しておらず、残りの (1) の①から③、41 施設については、こめかみなどを使用しており、分別管理の方法としては、作業場所や時間、タグ等による識別を行っているとのことでした。

その他の調査項目につきましては、例年の報告と同様の結果となっておりますので、省略させていただきます。

続いて資料 5-2 をお願いいたします。

5-2 につきましては、農林水産省が毎年行っている飼料規制の実効性の確保に関する平成 24 年度の調査結果です。まず 1 番として、輸入飼料に係る交差汚染防止ということで、年間約 800 万 t の飼料のうち、輸入飼料はこのうち 2 万 t ということです。ほとんどが植物主体の原料に、ビタミンやミネラル、酵母などを添加したものであるということで、平成 24 年度であれば、37 点について検査を実施して、結果、牛由来たん白質は検出されなかったというものでございます。

国産の飼料につきましては、化製場や配合飼料製造施設について、年 1 回以上立入検査を実施しているということでした。

2 番の販売業者に対する規制といたしましては、1 万 4,585 か所のうち 943 件を検査したところ、不適合が 22 件あった。しかしながら、ほとんどが帳簿の備えつけの不備等の軽微なものであったということでございます。具体的な不備の内容といたしましては、4 ページ目に記載をいたしております。

続いて、牛飼養農家に対する規制といたしまして、8 万 5,300 戸に対する検査として 4,000 件を実施し、不適合は 5 件であった。保管等の取り扱いの不備の 5 件ということでございます。

また、地方農政局が約 1,000 件を実施したところ、規制されている動物性飼料の給与事例は認められなかったということです。

続きまして、製造段階における規制ということで、3,118 か所に対して FAMIC が 365 件、都道府県が 348 件の検査を実施し、それぞれ不適合が 3 件、4 件とありますが、内容は帳簿の備えつけの不備等の軽微なものでございました。

これらの不適合の事例については、FAMIC、都道府県が事業者、農家に対して、適切な表示ですとか、帳簿の適切な整備などについて改善指導を行っております。

違反の内容、状況等につきましては、例年の報告と同様でございます。

以上でございます。

○村上座長 ありがとうございます。ただいまの事務局の報告につきまして、御質問等、ございますでしょうか。資料は 5-1、5-2、どちらからでも結構でございます。

もし後からでもお気づきの点がございましたら、述べていただければと存じます。

続きまして、参考資料 3-1 から 4-2 について、お願いいたします。

○大曾根課長補佐 それでは、参考資料 3-1 から 4-2 について御報告させていただきたいと思えます。

まず、参考資料 3-1 でございますけれども、これにつきましては、今回の一連の肥料に関する農林水産省からの諮問案件でございます。

この肥料案件につきましては、昨年 4 月から 7 月にかけて、プリオン専門調査会でも御検討いただいた内容になっておりまして、4 月 8 日の食品安全委員会、いわゆる親委員会でございますがこちらにかけた案件が、特定危険部位を含まない牛の部位を原料とする肉骨粉を肥料として利用すること、そして、2 回に分けてあったのですけれども、今度は 7 月 1 日の食品安全委員会にかけた案件が、肉骨粉以外の肥料を利用することになっております。

そしてこれらにつきましては、農林水産省が導入しようとする管理措置がとられることを前提とする限りにおいては、当該肥料について、現行の牛の部位を原料とする肉骨粉及び肉かす等を含まない肥料と比べ、人の健康に及ぼす影響は変わるものではないというふうな結論が導かれたものでございます。

そういった中、まずは資料 3-1 でございますけれども、こちら、要するに漏れていたということになると思うのですけれども、評価済みの肥料を原料に使った肥料というくりになるかと思うのですけれども、それにつきましては、被覆窒素肥料とか、そういったものが該当することになるのですけれども、これについては、もととなる肥料が、今申しました 4 月とか 7 月に答申がなされておりますので、それと並びで、まあ大丈夫でしょうという結論が導かれたものが 1 つです。

そして 4-1 に移らせていただきますけれども、こちらにつきましても同様に、農林水産省の方で、ちょっと諮問が漏れていましたということで来た案件でございます、これにつきましては、同じように牛の部位——当然 SRM を除く部位になるわけですけれども、この部位を使った上で、管理措置があるわけなのですけれども、その中で、いわゆる忌避剤——先ほども議論いただいた忌避剤ですけれども——忌避剤とか、化学肥料等を混ぜないでもいいですよという対象に蒸製処理したものとか、アルカリ処理したものを入れるのを忘れていましたということで諮問が来た案件でございますけれども、これにつきましても、いわゆる SRM 部位でない、可食部位を原料として用いたものでもありますし、その他の管理措置がきちんととられる中においては、1 年半前に出した 30 か月齢までの方です、30 か月齢までの評価結果、これに影響を及ぼすような肥料の見直しにはならないという評価結果をして答申したところでございます。

○村上座長 ただいまの事務局の報告内容につきまして、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、予定されていた議事につきましては一通り御議論いただきました。事務局からほかに何かございますでしょうか。

○大曾根課長補佐 ポーランドの方に戻らせていただくのですが、本日御欠席の専門委員であって、御意見をいただいていない先生につきましては、今日、このような結果になりましたということで事務局から先生方にお伝え、さらには何か御意見、追加でございますかというのをお聞きすればよろしいでしょうか。

○村上座長 そのようにしていただければと思いますが、よろしいでしょうか。御異存ございませんか。

それでは、そのようにお願いいたします。

○大曾根課長補佐 その他はございません。

○村上座長 それでは、本日の審議は以上とさせていただきます。

次回につきましては、日程調整の上お知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。